

令和3年度

# 計量業務の概要

島根県商工労働部商工政策課

# は じ め に

適正な計量制度を確保することは、産業・文化・経済を発展させ、日常生活の安定と充実の基礎となるものです。

計量行政は、社会の変化や技術の進歩に伴って見直しが重ねられており、本県におきましても適正な計量の推進な計量の推進を図るため、計量関係事業の登録・届出、特定計量器の検定・検査、商品量目の適正化等に努めております。

この業務概要は、本県における令和3年度の実績をまとめたものです。

本県の計量行政をご理解いただき、参考としていただければ幸いです。

令和4年10月

島根県商工労働部商工政策課長

# 目 次

第1	総 説	1
1.	業 務	1
2.	沿 革	1
3.	所 在 地	2
4.	検 査 施 設	2
5.	組 織 及 び 職 員 数	2
第2	歳入及び歳出	4
1.	歳 入	4
2.	歳 出	4
第3	計量関係事業の登録、届出及び指定	5
1.	登録・届出・指定事務取扱い件数	6
2.	登録、届出者数	6
第4	検 定	8
1.	検 定 実 績 (総合)	9
2.	検 定 実 績 (器種別)	10
第5	計量証明事業者使用計量器の検査	12
第6	基準器検査	13
第7	定期検査	14
1.	検 査 方 法	14
2.	検 査 実 績 (総合)	15
3.	検 査 実 績 (地区別)	16

<b>第8</b>	<b>立入検査</b>	<b>18</b>
1.	修理事業者	18
2.	水道メーター	18
3.	ガスメーター	18
4.	燃料油メーター	18
5.	食料品製造業・流通業立入検査	19
<b>第9</b>	<b>基準器及び検定検査設備の保有状況</b>	<b>20</b>
1.	基準器	20
2.	検定検査設備	20
<b>第10</b>	<b>計量関係事業者名簿</b>	<b>22</b>
1.	製造事業者	22
2.	修理事業者	22
3.	計量証明事業者	23
4.	適正計量管理事業所	24

# 第1 総 説

## 1. 業 務

当課は、計量法に基づき適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として次の業務を行っており、管轄区域は県内の全域である。ただし、松江市の区域における（４）及び（５）については除く。

- （１）計量に関する事業の登録等の事務
- （２）特定計量器の検定及び装置検査
- （３）基準器の検査
- （４）特定計量器の定期検査及び立入検査
- （５）商品量目の立入検査
- （６）適正計量管理事業所の指定及び事業所の計量管理指導
- （７）その他計量に関すること

当課では、県民の生活・産業・経済・文化・教育・環境保全などに占める計量の重要性を認識し、あらゆる分野で計量が積極的に活用されるよう指導を行い、豊かで活力のある快適な生活を実現するために努力している。

## 2. 沿 革

明治8年に度量衡取締条例が制定され、明治24年に至って度量衡法が公布、明治26年同法施行、明治32年に松江市殿町1番地県庁構内に島根県度量衡検定所が設置され、計量関係業務の発足をみた。その後幾多の変遷を経て現在に至っているが、昭和20年8月、同31年12月の2度にわたり県庁舎が焼失したため、その間の略譜は不明である。

- 昭和31年9月 島根県計量検定所と改称された。
- 昭和31年12月 県庁火災により焼失し、松江市古志原町501番地に仮事務所を設置。
- 昭和34年2月 松江市殿町1番地に県庁舎完成と同時に県庁舎に移転。
- 昭和45年4月 松江市北堀町144番地1に移転。
- 昭和48年4月 浜田市下府町388番地3にタクシーメーター走行検査場を新築。
- 昭和49年8月 八束郡東出雲町大字出雲郷208番地2にタクシーメーター走行検査場及び検査棟（ガスメーター、水道メーター検査室）を新築。
- 昭和51年8月 前記検査棟にタクシーメーター頭部検査室、基準天びん室、質量計検査室を増築。
- 昭和53年5月 同地に事務室、量目検査室、濃度計検査室、基準天びん室及び温度計・圧力計検査室を備えたものを新築し、同年7月20日移転。
- 平成元年3月 町道拡幅によりタクシーメーター走行検査場を同地内に移設。
- 平成5年11月 新計量法施行。
- 平成11年4月 島根県計量検定所を廃止し、県庁商工労働部商工企画課に計量業務を移管。
- 平成12年4月 地方分権一括法の実施に伴い、機関委任事務から自治事務へ移行。  
計量関係手数料を島根県手数料条例に加え施行。

### 3. 所在地

島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部商工政策課 計量グループ

電話 (0852) 22-6627・6628

FAX (0852) 22-6039

### 4. 検査施設

(1) 土地 2,483.03㎡

(2) 建物 728.50㎡

イ. 東部計量検査所 島根県松江市東出雲町出雲郷208番地2

本館 272.00㎡ 渡り廊下 30.49㎡

車庫 36.00㎡ 検定検査棟 228.00㎡

ロ. 西部計量検査所 島根県浜田市下府町388番地3

(島根県浜田技術センターと同一敷地内)

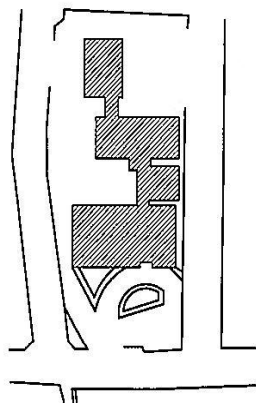
検定検査棟 162.01㎡

### 5. 組織及び職員数 (令和4年3月31日現在)

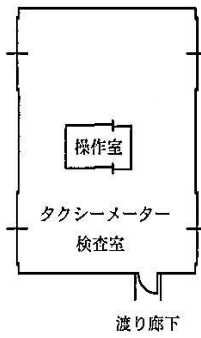
課長	1	┌	グループリーダー	1	
			├	企画員	2
			└	会計年度職員	3(1)

注：( )内の数字は「一般計量教習」及び「一般計量特別教習」の修了者である。

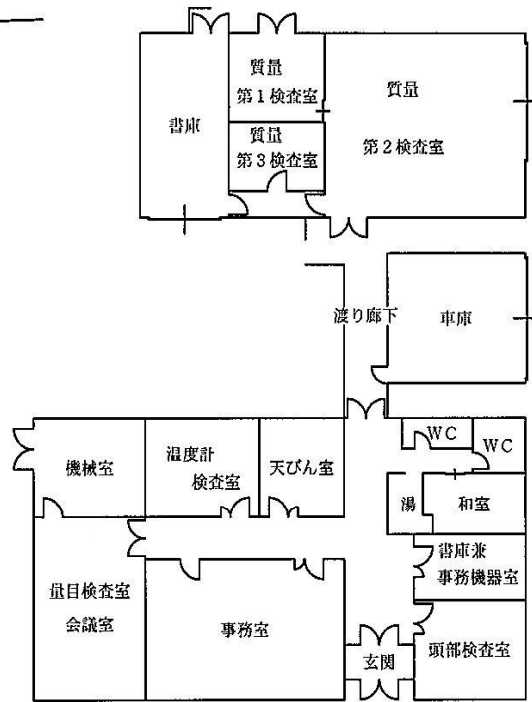
### 東部計量検査所配置図及び平面図



配置図

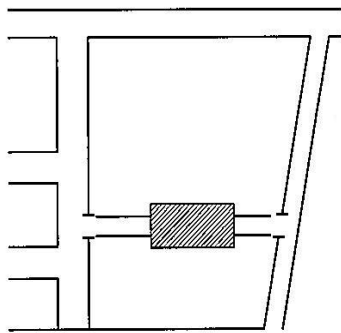


渡り廊下

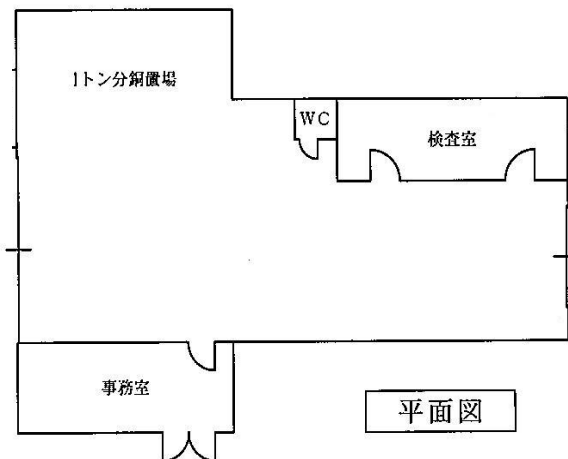


平面図

### 西部計量検査所配置図及び平面図



配置図



平面図

## 第2 歳入及び歳出

### 1. 歳 入

(単位 円)

内訳	区分	予算額		決算額	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
計 量 関 係 手 数 料		4,628,620	6,046,830	5,177,740	6,563,820
雑 収 入		509,600	480,200	413,777	386,358
合 計		5,138,220	6,527,030	5,591,517	6,950,178

計量関係手数料内訳(決算額)

(単位 円)

内訳	年度	令和2年度		令和3年度	
		件数又は個数	金額	件数又は個数	金額
計 量 証 明 事 業 登 録					
計量証明事業登録証の訂正・再交付					
計量証明事業登録簿の謄本の交付					
適正計量管理事業所の指定					
適正計量管理事業所の指定の検査					
検 定		669	1,495,050	677	1,519,320
装 置 検 査		1,175	846,000	1,046	753,120
基 準 器 検 査		217	288,310	175	277,790
計 量 証 明 検 査		7	362,900	11	517,700
定 期 検 査		2,870	2,185,480	4,016	3,495,890
合 計		4,938	5,177,740	5,925	6,563,820

### 2. 歳 出

(款)商工費

(項)工鉱業振興費

(目)計量検定費

(単位 円)

内訳	区分	予算額		決算額	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
報 酬		4,222,000	4,501,000	4,115,332	4,234,132
職 員 手 当 等		714,000	682,000	451,776	680,560
共 済 費		452,000	772,000	570,184	457,186
報 償 費		0	0	0	20,400
旅 費		1,711,000	2,498,000	1,520,350	1,680,552
需 用 費		2,427,000	1,927,000	2,124,544	2,363,298
役 務 費		607,000	745,000	457,031	807,165
委 託 料		50,000	50,000	0	0
使 用 料 及 び 賃 借 料		441,000	634,000	372,420	400,840
工 事 請 負 費		0	0	0	0
備 品 購 入 費		2,019,000	2,218,000	1,891,890	987,800
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		76,000	76,000	32,720	16,000
公 課 費		40,000	60,000	13,200	47,400
合 計		12,759,000	14,163,000	11,549,447	11,695,333



### 第3 計量関係事業の登録、届出及び指定

計量器の製造、修理、販売の事業を行おうとする者は、それぞれ届出が必要である。また、計量証明の事業を行おうとする者及び計量士については、登録を受けなければならない。さらに、計量器を使用している事業所で、自ら計量器等の管理を行おうとするものは、適正計量管理事業所の指定を受けることができる。

登録、届出及び指定の各事業区分別の規定は次のとおりです。

事業等の区分	登録、指定を受けるもの又は届出を要する者	登録、指定を行う者又は届出の受理を行う者
製造事業の届出	特定計量器の製造の事業を行おうとする者	経済産業大臣
修理事業の届出	特定計量器の修理の事業を行おうとする者	経済産業大臣 又は 都道府県知事
販売事業の届出	質量計のうち政令で定めるものの販売の事業を行おうとする者	都道府県知事
計量証明事業の登録	長さ・質量・体積・濃度・音圧レベル等の物象の状態を計量し、業務上他人に証明する事業を行おうとする者	都道府県知事
計量士の登録	計量器の検査・点検及び計量方法の改善など計量管理を職務とする計量士になろうとする者	経済産業大臣
適正計量管理事業所の指定	特定計量器を使用しているもので、自ら計量の管理を行おうとする事業所	経済産業大臣

1. 登録・届出・指定事務取扱い件数

区 分		登録・届出・指定	変更届	訂正・再交付	廃止届	合計
修 理			6			6
販売	質 量 計	1	9		1	11
計 量 証 明			6			6
適 正 計 量 管 理 事 業 所			1			1
計 量 士	一 般	1				1
	環 境	1				1
合 計		3	22	0	1	26

2. 登録、届出者数

令和3年度末現在の登録及び届出者数は次のとおりです。

ア、届出製造・修理事業者数（令和4年3月31日現在）

事 業 区 分	製 造	修 理															合 計		
	水 道 メ ー タ ー （ 第 1 類 ）	質 量 計		分 銅 等	自 重 計	自 動 車 等 給 油 メ ー タ ー	小 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー	大 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー	定 置 燃 料 油 メ ー タ ー 等	液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	排 ガ ス 積 算 体 積 計 等	排 水 積 算 体 積 計 等	濃 度 計			自 動 捕 捉 式 は か り		そ の 他 の 自 動 は か り	
		第 1 類	第 2 類										第 1 類	第 2 類	第 3 類				
届出者数	1	12	4	2	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	43 (32)

(注)かっこ内の数字は実数である。

イ、販売事業者数（令和4年3月31日現在）

事 業 区 分	質 量 計
届 出 者 数	105

ウ、計量証明事業者数（令和4年3月31日現在）

事業区分		登録者数
質量に係る証明		6
濃度に係る証明	大気	7
	水または土壌	12
音圧レベルに係る証明		3
振動加速度レベルに係る証明		3
合計		31(18)

(注)かっこ内の数字は実数である。

エ、適正計量管理事業所数（令和4年3月31日現在）

指定区分	事業所数
日本郵便株式会社	374
その他	9
合計	383

オ、計量士数（令和4年3月31日現在）

区分	計量士数	内認定者数
一般計量士	24	15
環境計量士	104	6
合計	128	21

(注)「認定者」とは計量法第122条第2項第2号該当による資格取得者である。

## 第4 検 定

取引又は証明のために使用する特定計量器は、製造又は修理した際に検定を受け、これに合格したものでなければならない。

検定は、政令で定める特定計量器の区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び指定検定機関である（一財）日本品質保証機構がそれぞれ実施しているが、一般に使用される特定計量器の多くは都道府県知事が行うことになっている。

検定に当たっては、計量法で定める一定の条件（構造・器差）に適合したものを合格とし、合格した器物には次のような検定証印（指定製造事業者は基準適合証印）を付している。

検定証印のひな型（〔 〕内は基準適合証印）…



なお、主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器で調理用はかり、乳児用はかり、ヘルスマーター等家庭用特定計量器と称せられるものについては一定の基準適合義務があり、これらを製造又は輸入した者は次のような表示を付さなければならない。

家庭用特定計量器の表示のひな型…



また、検定を行う計量器のうち水道メーターやガスメーターなど10種類のものには有効期間を付し、これを満了したものは取引または証明のために使用することを禁止している。

従って、継続して使用する際には新たに検定を受けて有効期間を更新しなければならない。

計量法における主な特定計量器の有効期間は次のとおりである。

なお、規制緩和の一環として平成11年6月1日より液化石油ガスメーターの検定有効期間が3年から4年に、振動レベル計が3年から6年に、同年11月1日より燃料油メーターのうち自動車等給油メーターが5年から7年にそれぞれ延長された。

特 定 計 量 器	有 効 期 間
タクシメーター	1年
ガスメーター	10又は7年
水道メーター	8年
燃料油メーター	7又は5年
液化石油ガスメーター	4年
騒音計	5年
振動レベル計	6年
濃度計	
ガラス電極式水素イオン濃度検出器	2年
ガラス電極式水素イオン濃度指示計	6年

## 1. 検定実績(総合)

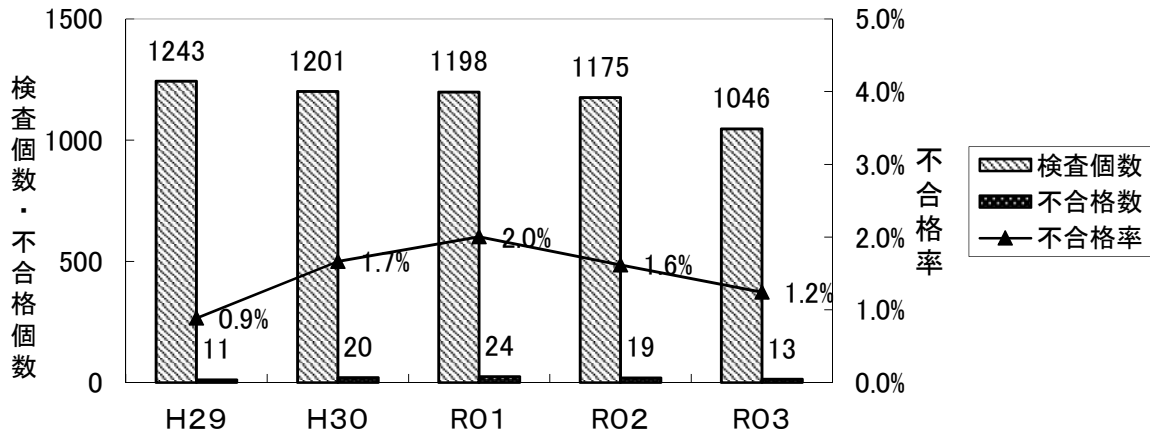
種 類 \ 項 目	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
タクシメーター(装置検査)	1,046	13	1.2
質量計(はかり)	12	0	0.0
" (分銅)	0	0	0.0
燃料油メーター	657	3	0.5
液化石油ガスメーター	7	1	14.3
合 計	1,722	17	1.0

## 2. 検定実績(器種別)

### (1) タクシーメーター(装置検査)

装置検査は、東部計量検査所で毎週火・金曜日、西部計量検査所で毎月第2・4月曜日に実施した。

平成29年度以降の実績は、下図のとおりです。

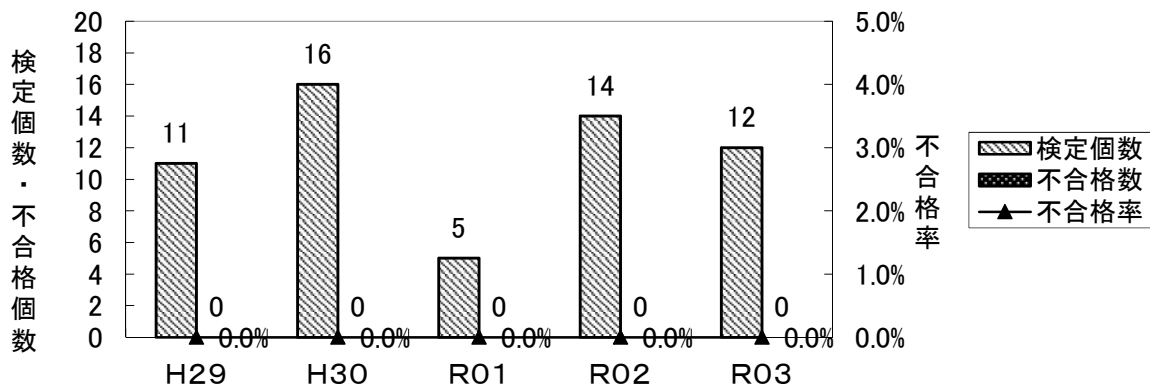


### (2) 質量計

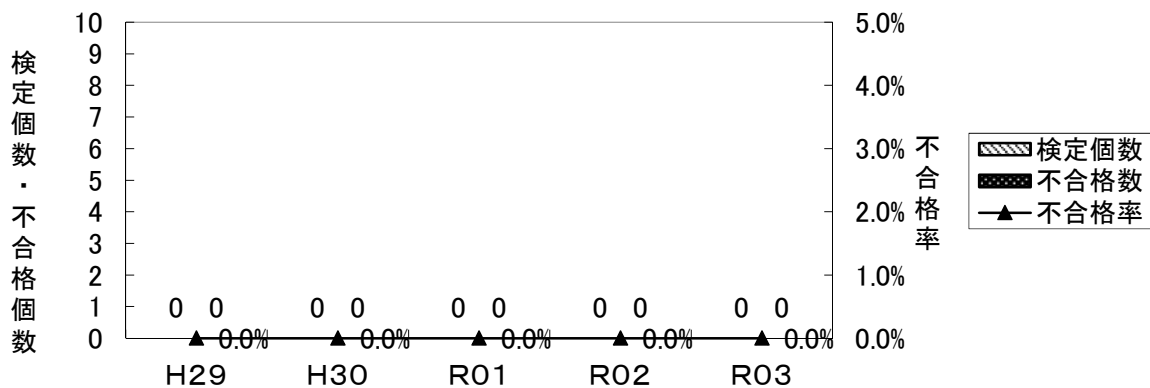
質量計の検定は、修理事業者が修理を行ったものについてのみ実施した。

平成29年度以降の実績は、下図のとおりです。

ア、はかり



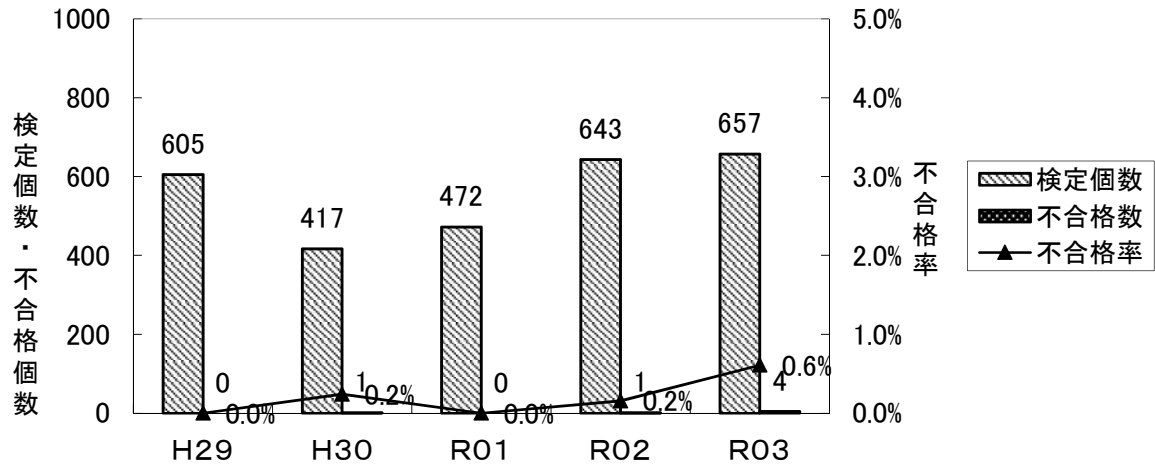
イ、分銅



### (3) 燃料油メーター

燃料油メーターの検定は、すべて所在場所において実施した。

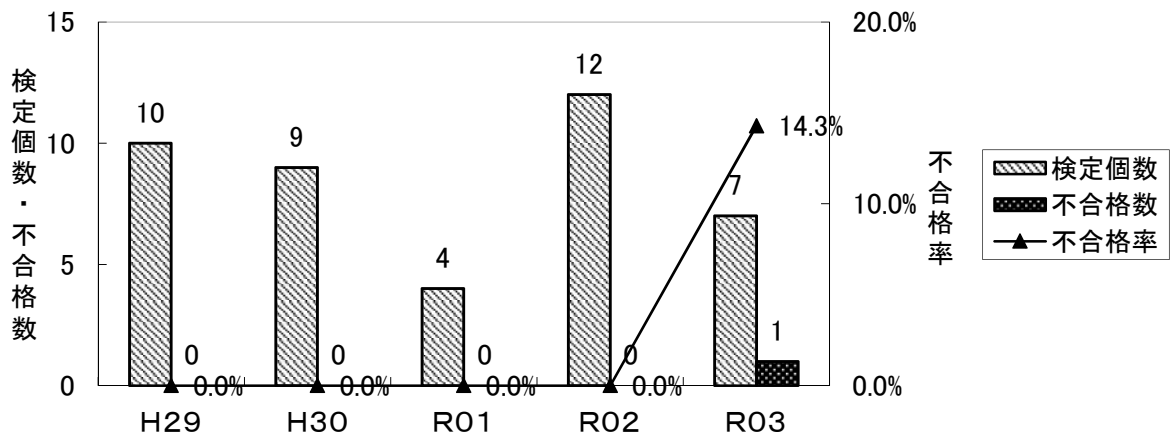
平成29年度以降の実績は、下図のとおりです。



### (4) 液化石油ガスメーター

液化石油ガスメーターの検定は、すべて所在場所において実施した。

平成29年度以降の実績は、下図のとおりです。



## 第5 計量証明事業者使用計量器の検査

計量証明のために使用する計量器は、登録を受けた日から計量器ごとに、政令で定める期間ごとに検査を受けなければならない。

質量に係る証明に使用する質量計の検査は所在場所において実施し、濃度等に係る証明に使用するガラス電極式水素イオン濃度指示計等については東部計量検査所において実施している。

令和3年度中の検査の結果は次のとおりです。

種 類	検 査 主 体	知 事		計 量 士	
		検 査 個 数	不 合 格 個 数	検 査 個 数	不 合 格 個 数
台 手 動 は か り					
振 子 式 指 示 は か り					
電 気 抵 抗 線 式 は か り					
ガラス電極式水素イオン濃度指示計		2		1	
精 密 騒 音 計					
普 通 騒 音 計		1			
振 動 レ ベ ル 計		2			
化学発光式窒素酸化物濃度計					
非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計		1			
非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計					
磁 気 式 酸 素 濃 度 計					
ジルコニア式酸素濃度計		1			
合 計		7	0	1	0



## 第6 基準器検査

基準器は、計量器の製造事業者等の事業上の基準として設置が義務づけられ、また、計量士による検査の基準として使用されるもので、計量器の正確度を確かめるため一般の計量器より高い精度が要求され、基準器の種類に応じて有効期間が定められているものである。

基準器検査は、検査の区分に従い経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が実施している。基準器検査に合格した基準器には、次のような基準器検査証印が付され、器差及び有効期間を記載した基準器検査成績書が交付される。

基準器検査証印のひな型……



令和3年度中の基準器検査の結果は次のとおりです。

種 類	項 目	検 査 個 数	不 合 格 個 数
タクシーメーター装置検査用基準器		0	0
液体メーター用基準タンク (水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの)		0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーターの検査に用いるもの)		2	0
1級基準分銅		24	0
2級基準分銅		43	0
3級基準分銅		214	0
合 計		283	0

## 第7 定期検査

使用中の計量器の正確保持を期するため取引又は証明のために使用する質量計は、2年に1回検査を受けることが義務づけられている。

令和3年度は、出雲市・益田市・江津市・雲南市・津和野町・吉賀町・海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町において、関係各市町の協力を得て実施した。

検査に合格した器物には、消費者にもよくわかるよう合格ラベルを貼付し、また、不合格のものについては、検定証印を抹消し不合格票を付してその理由を通知するとともに、その器物に対して修理または廃棄等の措置をとるように指導した。

定期検査済証印のひな型



合格シール



免除シール



### 1. 検査方法

検査は、指定場所において行うことを原則とし、数が多いなど一定の条件を満たすものについては所在場所において行い、その他の所在場所検査を希望するものは、計量士による検査を受けるように指導した。

#### (1) 指定場所における検査

県報により公告した指定場所における検査は、受検者の対象が個人・一般商店・学校等であるため、対象市町村の広報に登載し、さらに当該関係者に直接はがきなどで通知するよう市町に依頼して受検の徹底を期した。

#### (2) 所在場所検査

工場・店舗・病院など、受検する計量器が多数の場合、計量器が土地・建物等に取り付けられている場合及び計量器の構造上運搬が著しく困難な場合は、当該計量器の所在場所において検査を行った。

#### (3) 定期検査に代わる計量士による検査

市部を中心に電気式はかり及び大型はかり等、所在場所において希望するものについて実施された。

## 2. 検査実績(総合)

種類	区分	定期検査		定期検査に代わる 計量士による検査		合計	
		検査戸数	1,496 戸	検査戸数	103 戸	検査戸数	1,599 戸
		検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
手動天びん		1				1	
棒はかり		1				1	
等比皿手動はかり		3		1		4	
その他の皿手動はかり		41				41	
台手動はかり		140		3		143	
振り式指示はかり				1		1	
カム式指示はかり							
直線目盛のばね式指示はかり		12				12	
その他のばね式指示はかり		1,117		135		1,252	
電気式はかり		1,578	7	604		2,182	7
手動指示併用はかり		29		4		33	
小計		2,922	7	748		3,670	7
分銅		170		21		191	
定量おもり		39				39	
定量増おもり		864				864	
小計		1,073		21		1,094	
合計		3,995	7	769		4,764	7

\* 該当年度に検査対象として県報告された市町村のみ

### 3. 検査実績(地区別)

#### (1) 定期検査

計量器の種類 市町村名		手動天びん		棒はかり		皿手動はかり				台手動はかり		振子式指示はかり		カム式指示はかり		ばね式指示はかり				
		検査戸数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	等比		その他		検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	直線目盛		その他	
							検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数							検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
出雲市	579					3		23		44							2		330	
益田市	222							5		31							4		214	
江津市	93							1		8							3		74	
雲南市	220	1						11		27							1		173	
津和野町	58			1						4									60	
吉賀町	95									6									107	
海士町	39									2									23	
西ノ島町	37							1		3									18	
知夫村	15																1		13	
隠岐の島町	138									15							1		105	
合計	1,496	1		1		3		41		140							12		1,117	

#### (2) 定期検査に代わる計量士による検査

計量器の種類 市町村名		手動天びん		棒はかり		皿手動はかり				台手動はかり		振子式指示はかり		カム式指示はかり		ばね式指示はかり				
		検査戸数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	等比		その他		検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	直線目盛		その他	
							検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数							検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
出雲市	71					1				3		1							134	
益田市	32																		1	
江津市																				
雲南市																				
津和野町																				
吉賀町																				
海士町																				
西ノ島町																				
知夫村																				
隠岐の島町																				
合計	103					1				3		1							135	

電気式 はかり		手動指 示併用 はかり		小 計 (はかり)		分銅		おもり		増おもり		小 計 (分銅等)		合 計		
検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	
706	4	14		1,122	4	104				354		458		1,580	4	出 雲 市
169	2	3		426	2	15				175		190		616	2	益 田 市
149		3		238		15				40		55		293		江 津 市
216		4		433		30		38		137		205		638		雲 南 市
63				128				1		21		22		150		津 和 野 町
54		3		170						28		28		198		吉 賀 町
39		1		65						9		9		74		海 士 町
33				55						13		13		68		西 ノ 島 町
9				23										23		知 夫 村
140	1	1		262	1	6				87		93		355	1	隠 岐 の 島 町
1,578	7	29		2,922	7	170		39		864		1,073		3,995	7	合計

電気式 はかり		手動指 示併用 はかり		小 計 (はかり)		分銅		おもり		増おもり		小 計 (分銅等)		合 計		
検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	検査 個数	不 合 格 個 数	
533		4		676		21						21		697		出 雲 市
71				72										72		益 田 市
																江 津 市
																雲 南 市
																津 和 野 町
																吉 賀 町
																海 士 町
																西 ノ 島 町
																知 夫 村
																隠 岐 の 島 町
604		4		748		21						21		769		合計

## 第8 立入検査

適正な計量の実施を確保するには、正しい計量器を正しく使用することが大切であることから、計量器を使用する事業所に立ち入り、計量器の使用状況の調査並びに使用についての指導を実施している。

### 1. 修理事業者

計量器の修理事業者に対し、修理が適正に行われるよう設備などについて検査を実施し、指導を行っている。

### 2. 水道メーター

家庭や事業場に水を供給している水道事業者に対し、水道メーターの有効期間を管理する台帳を作成・整備させ、有効期間を満了したメーターの使用者については、早急な措置を実施させ、計量器の適正な使用を指導している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により立ち入りを取りやめた。

### 3. ガスメーター

家庭や事業場にガスを供給しているガス事業者に対し、ガスメーターの有効期間を管理する台帳を作成・整備させ、有効期間を満了したメーターの使用者については、早急な措置を実施させ、計量器の適正な使用を指導している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により立ち入りを取りやめた。

### 4. 燃料油メーター

燃料油メーターを石油類の取引・証明のため使用している事業者に対し、有効期間の遵守など適正な計量を実施するよう指導し、不適正なものについては早急な改善を指示しているが、今年度に関しては立入検査の実績なし。

令和3年度は、検定実施時に併せ有効期限等の調査を行った。

#### 検定実施時の調査実績

調査事業所数	調査個数	不適正個数
274	2,191	0

## 5. 食料品製造業・流通業立入検査

食料品製造流通事業者を対象に、計量器の使用状況、量目の管理等について検査を行い、不適正な事業者に対しては、改善勧告等により適正な計量の実施を行うように指導した。

令和3年度は3市において実施した。

### a地区別

市町村名	立入 事業所数	検査商品数	不適正商品数		不適正商品率(%)	
			過量	不足	過量	不足
出雲市	1	32				
浜田市	2	55				
益田市	4	24				
合計	7	111				

過量:10%を超え超過

不足:量目公差を超え不足

### b商品別

商 品 名	検 査 商 品 数	不 適 正 商 品 数		不 適 正 商 品 率 (%)	
		過 量	不 足	過 量	不 足
食肉	20				
食肉の加工品	9				
魚介類	13				
魚介類の加工品	22				
野菜	31				
野菜の加工品					
農産物の漬け物					
果実					
果実の加工品					
調理食品	16				
つくだに					
その他の調理食品					
茶、コーヒー					
菓子類					
精米及び精麦					
穀類(豆類及び粉類)					
穀類の加工品					
めん類					
調味料類					
その他の特定商品(食品)					
その他の特定商品(非食品)					
非特定商品					
合計	111				

## 第9 基準器及び検定検査設備の保有状況

### 1. 基準器

品名	型式又は能力	数量	備考
基準巻尺	5m・0.5mm	1個	
タクシメーター装置検査用基準器(定置)	電動式 両輪掛	1台	Y-510型
〃(定置)	電動式 両輪掛	2台	Y-610型
基準台手動はかり	1,000kg・50g	1〃	
特級基準分銅	10kg	2個	
〃	5kg～1g	1組	16個組
〃	500mg～1mg	1〃	12個組
〃	500g～1mg	2〃	24個組
1級基準分銅	10kg～1kg	1〃	5個組
〃	2kg～1mg	3〃	27個組
〃	1kg～1mg	1〃	25個組
〃	500mg～1mg	1〃	12個組
2級基準分銅	2kg～50g	3〃	12個組
〃	20g～10mg	3〃	22個組
基準フラスコ	10L	2個	
〃	5L	2〃	
〃	1L	2〃	
〃	0.5L	2〃	
〃	0.2L	2〃	
〃	0.1L	2〃	
基準ビュレット	0.05L	2〃	
液体メーター用基準タンク	50L	1〃	
〃	21L	1〃	
〃	19L	1〃	
〃	10.4L	1〃	
〃	10.2L	1〃	
〃	5.1L	1〃	
〃	5.2L	1〃	

### 2. 検定検査設備

品名	型式又は能力	数量	備考
金属製巻尺	100m・1mm	1個	
ノギス	300mm	1〃	
ハイトゲージ	600mm	1〃	
タクシメーター装置検査装置(回転数計)	片輪掛	1〃	蒼電社
タクシメーター装置検査装置(回転数計)	片輪掛	1台	ニシベ計器
4WD車用フリーローラー		1〃	
回転計		2〃	
距離測定器		1〃	ライカレーザー
皿手動はかり	10kg・5g	1台	
〃	1kg・0.5g	2〃	
ばね式指示はかり	0.8g～4kg	4〃	
直示天びん	160g・0.1mg	1〃	
電子天びん	34kg・100mg	1〃	IS34EDE
〃	5,100g・1mg	1〃	LC5101S
〃	5g・0.001mg	1〃	MC5
〃	3kg・0.01g	2〃	PF3000
〃	300g・1mg	2〃	PF300
〃	210g・0.1mg	2〃	SH-210S
〃	26,100g・1mg	1〃	XPR26003LC
〃	2,300g・0.1mg	1〃	XPR2004SC
〃	52g・0.001mg	1〃	XPR56CV
〃	30kg・0.1g	1〃	PBK989・AB30
〃	30g・100mg	1〃	PM30000



品名	型式又は能力	数量	備考
鉄製枕型分銅	1,000kg	38個	
〃	500kg	20〃	
〃	20kg	180〃	
ステンレス製枕型分銅	20kg	49〃	
〃	10kg	24〃	
〃	5kg	23〃	
組分銅	2kg～50g	9組	
〃	1kg～1g	3〃	
〃	20g～1g	9〃	
〃	500mg～1mg	3〃	
〃	20g～10mg	4〃	
組定量増おもり	6kg以下	1〃	
〃	2kg以下	2〃	
1トン分銅用バスケット		4個	
分銅用エアバランサー	30kg以下	1〃	
ガラス製温度計	0℃～50℃	1本	
〃	-2℃～52℃	1〃	
温度計検査槽		2台	
体温計検査槽		1〃	
血圧計検査装置		1〃	
真空圧力検査装置		1〃	
標準電圧発生装置		1〃	
粘度計	7～200cSt	1組	
水素イオン濃度計		1台	
蒸留水自動製造装置		1台	
タイヤゲージ		7〃	
定盤		大	2〃
〃		中	2〃
〃		小	7〃
測定台		2〃	
水準器		1〃	
検定台		3〃	
吊はかり検査機		1〃	
手持振動計		1〃	

## 第10 計量関係事業者名簿

### 1. 製造事業者

(令和4. 3. 31現在)

氏名又は名称	住所(工場又は事業場の所在地)	事業区分
山陰水道工業(株)	松江市母衣町83番地6 (出雲市湖陵町板津311番地)	水道メーター第1類

### 2. 修理事業者

(令和4. 3. 31現在)

氏名又は名称	住所(事業所の所在地)	事業区分
(有) 勝部計量器 東芝テックソリューションサービス(株)	松江市内中原町15番地13 東京都品川区東五反田二丁目17番2号 (松江市東津田町459-3)	質量計第1類、第2類、分銅等 質量計第1類
(株) 寺岡精工	東京都大田区久が原五丁目13番12号 (松江市東津田町1730-3)	質量計第1類、第2類 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
日新化成(株)	松江市平成町182-31	質量計第1類
(有) 富士見自工	松江市富士見町1番地15	自重計
(株) 石原製作所	浜田市朝日町19	〃
(有) 大吉自動車整備工場	出雲市荻杼町503番地	〃
島根西いすゞモーター(株)	益田市中島町イ27番地1	〃
大田トラック事業協同組合	大田市久手町刺鹿1206-1	〃
(株) 永大整備工業	江津市浅利町87番地5	〃
丸和自動車(有)	江津市和木町501-12	〃
いすゞ自動車中国四国(株)	広島県広島市佐伯区五日市港3丁目7番11号 (松江市東出雲町揖屋63番地) (出雲市神門町1402番地)	〃
(有) 隠岐車輛	隠岐郡隠岐の島町中町名田の三16番地1	自重計
(有) 太陽車輛	隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二26番地5	〃
(有) 海士車輛	隠岐郡海士町大字海士1092番地	〃
(株) ダイカ	松江市乃白町312番地10	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等
(一社)島根県LPガス協会	松江市母衣町55番地4	液化石油ガスメーター
新川電機(株)	広島県広島市中区三川町10番9号 (松江市西嫁島3丁目2-30)	排ガス積算体積計等 排水積算体積計等
(有) 友田大洋堂	松江市嫁島町13-34	濃度計第1類、第2類、第3類
日東電装(有)	松江市西津田二丁目1番19号	タクシーメーター
日本交通(株)	松江市東朝日町278番地3	〃
松江一畑交通(株)	松江市上東川津町1238番地	〃
(有) 浜田ハイヤー	浜田市河内町1594番地5	〃
出雲一畑交通(株)	出雲市常松町353番地3	〃
(有) 谷本ハイヤー	出雲市矢野町123番地1 (出雲市渡橋町259)	〃
益田タクシー(株)	益田市赤城町6番地22号	タクシーメーター
(有) 小川商店 大漣整備部門	大田市長久町長久イ585-2	〃

## 2. 修理事業者

(令和4. 3. 31現在)

氏名又は名称	住所(事業所の所在地)	事業区分
ちどりタクシー (有)	安来市安来町1249番地3	タクシーメーター
(有) 生馬タクシー	松江市西生馬町3番地1	〃
三葉タクシー (有)	雲南市三刀屋町三刀屋67-4	〃
島タクシー (株)	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四 11番地1 (隠岐郡隠岐の島町栄町827)	〃

## 3. 計量証明事業者

(令和4. 3. 31現在)

氏名又は名称	住所(事業所の所在地)	事業区分
瀧川産業 (株)	出雲市大津町2032番地	質量に係る証明
(株) 渡部製鋼所	出雲市大津町1378番地	〃
(株) 幸栄通産	安来市門生町1065番地7	〃
(有) ヒラオカ	出雲市稗原町4580番地1	〃
(株) 樋口敦郎商店	松江市矢田町250番地84	〃
(有) 山本商店	雲南市大東町金成138番地3	〃
(公財) 島根県環境保健公社	松江市古志原1丁目4番6号	濃度に係る証明 音圧レベルに係る証明 振動加速度レベルに係る証明
(有) 環境分析センター	松江市八幡町880番地55	濃度に係る証明
(株) 環境理化学研究所	出雲市平田町2468番地1	〃
ダイワエンジニアリング (株)	益田市中島町イ19番地2	〃
都市環境整備 (株)	広島県広島市西区西観音寺15番地9号 (益田市高津町イ2571番地2)	〃
(株) 日立金属安来製作所	安来市飯島町1240番地5	濃度に係る証明 音圧レベルに係る証明 振動加速度レベルに係る証明
中電環境テクノス (株)	広島県広島市中区小町4番33号 (浜田市三隅町岡見1810番地)	濃度に係る証明 音圧レベルに係る証明 振動加速度レベルに係る証明
ビューロベリタスエフイーエーシー (株)	出雲市斐川町上直江1932番地	濃度に係る証明
アースサポート (株)	松江市八幡町882番地2	〃
(株) ネオナイト	松江市富士見町1番地7	〃
(有) 大一工業	出雲市枝大津町2番7 (出雲市荒茅町3494)	〃
中国環境 (株)	出雲市神西沖町2489番地2 (出雲市神西沖町2355番地3)	濃度に係る証明

#### 4. 適正計量管理事業所

(令和4. 3. 31現在)

氏名又は名称	事業所の名称	事業所の所在地
日立金属(株) 安来工場 (安来市安来町2107-2)	安来工場	安来市安来町2107-2
ダイワボウレーヨン(株) (大阪府大阪市中央区久太郎町 3丁目6番8号御堂筋ダイワビル11階)	益田工場	益田市須子町3-1
日本製紙(株) (東京都千代田区神田駿河台4-6)	江津工場	江津市江津町1280
(株)丸 合 (鳥取県米子市東福原2丁目19番48号)	安来店 宍道店 平田店 川津店 古志原店	安来市安来町外浜865-1 松江市宍道町佐々布210-1 出雲市平田町1598 松江市西川津町612-1 松江市上乃木6-6-26
(株)丸 久 (山口県防府市大字江泊1936番地)	サンマート六日市店	吉賀町六日市971-1
日本郵便(株) (東京都千代田区大手町二丁目3番1号)	松江中央郵便局 他373	松江市東朝日町138 他



**島根県商工労働部商工政策課計量グループ**

島根県松江市殿町1番地

郵便番号 690-8501

電話番号 (0852) 22-6627・6628

F A X (0852) 22-6039